

特定非営利活動法人

ゆめかご

定款

特定非営利活動法人

ゆめかご

定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆめかごといいます。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、兵庫県神戸市西区学園東町 2-4-E-303 号に置きます。

第二章 目的 および 事業

(目的)

第3条 この法人は、近い将来に社会に出て活躍することが囑望される皆さんに対して、子ども対象のモノづくり教室の開催と指導および働くことに関する実学教育の支援事業を行い、子どもの創造性を楽しく育て健全育成に寄与しつつ、働くことと生きることの意義の啓発を図って社会教育の推進に寄与し、創造性高く明るく元気いっぱいの未来社会づくりに貢献することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行います。

- 1)社会教育の推進を図る活動
- 2)子どもの健全育成を図る活動
- 3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- 1)働くことに関する実学教育の支援
- 2)モノづくり教室の開催と指導

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員、生徒会員および賛助会員の3種とし、この正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）での社員とします。

- 1)正会員 この法人の目的に賛同して入会する企業とその社員、教職員
- 2)生徒会員 この法人の目的にそって活動する生徒
- 3)賛助会員 この法人の目的に賛同して入会する個人

(入会)

第7条 会員は、いずれかの次に掲げる条件を満たさなければなりません。

- 1)正会員の企業とその社員においては、以下の条件を満たしていること。
 - ①この法人の目的を理解し、趣旨に賛同できること。
 - ②この活動を地域貢献として実践し、またはその計画を持っていること。
- 2)正会員の教職員においては、以下の条件を満たしていること。
 - ①この法人の目的を理解し、趣旨に賛同できること。
 - ②この活動を教育課程として実践し、またはその計画を持っていること。
- 3)生徒会員においては、以下の条件を満たしていること。
 - ①この法人の目的を理解し、趣旨に賛同できること。
 - ②この活動を含んだ教育課程を学習していること。
- 4)賛助会員においては、以下の条件を満たすこと。
 - ①18歳以上であること。
 - ②モノづくりのアイデア提供に興味があること。

2.会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、第1項の条件に適合して他に正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。

3.理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人あるいは団体に、その旨を通知しなければなりません。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 次の各号の 一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1)退会届けの提出をしたとき。
- 2)本人が死亡したとき、あるいは会員である団体が消滅したとき。
- 3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 4)除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- 1)この定款等に違反したとき。
- 2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費、およびその他の抛出金品は、返還しません。

第四章 役員および職員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置きます。

- 1)理事 3人以上6人以内
 - 2)監事 1人または2人
- 2.理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とします。

(選任等)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任します。

- 2.理事長および副理事長は、理事の互選とします。
- 3.役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または、当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。
- 4.監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。

- 2.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行します。
- 3.理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 4.監事は、次に掲げる職務を行います。
 - 1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2)この法人の財産の状況を監査すること。

3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2.補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とします。

3.役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2.役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3.前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(職員)

第20条 この法人は、事務局長その他の職員を置くことができます。

2.職員は、理事長が任免します。

第五章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会、および臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- 1)定款の変更
- 2)解散
- 3)合併
- 4)事業計画および収支予算ならびにその変更
- 5)事業報告および収支決算
- 6)役員を選任または解任、職務および報酬
- 7)会費の額
- 8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- 9)事務局の組織および運営
- 10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- 1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3)第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集します。

2.理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず平等なるものとします。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できます。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなします。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

1) 日時および場所

2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要および議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければなりません。

第六章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決します。

1) 総会に付議すべき事項

2) 総会に議決した事項の執行に関する事項

3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- 1)理事長が必要と認めたとき。
- 2)理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集します。

- 2.理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたります。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

- 2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

- 2.やむを得ない理由のため理事会に出席できない理由は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。
- 3.前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。
- 4.理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- 1)日時および場所
- 2)理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者は、その旨を付記すること)
- 3)審議事項
- 4)議事の経過の概要および議決の結果
- 5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければなりません。

第七章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- 1)設立当初の財産目録に記載された資産
- 2)会費
- 3)寄付金品
- 4)財産から生じる収入
- 5)事業に伴う収入
- 6)その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則にしたがって行うものとします。

(事業計画および予算)

第 42 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定および使用)

第 44 条 予算超過または予算外支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができます。

2.予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加および更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができます。

(事業報告および決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終了します。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなりません。

第八章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産
- 6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければなりません。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、神戸市に譲渡するものとします。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のホームページ上に掲示するとともに、官報に掲載します。

第十章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細目は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めます。

【附則】

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

理事長	岡田孝久
副理事長	横山千尋
副理事長	藤本秀俊
理事	おぎ原 聖子
理事	笠谷忠幸
監事	佐藤信夫
3. この法人の設立当初における役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 5 月 31 日までとします。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとします。
6. この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。ただし、設立時から 2004 年 3 月 31 日までにおいては、年会費の納入は任意とします。

正会員	個人：一口 10,000 円	団体：一口 30,000 円
賛助会員	一口 3,000 円	

この定款は、特定非営利活動法人ゆめかごの定款に相違ないことを証します。

特定非営利活動法人 ゆめかご

理事長 岡田孝久